

## 品川区立北品川つばさの家、品川区立西大井つばさの家および品川区立西大井福祉園、品川区立かがやき園 指定管理者候補者の公募について

### 1. 趣旨

品川区立北品川つばさの家（平成3年10月1日開設）、品川区立西大井つばさの家および品川区立西大井福祉園（平成6年4月1日開設）、品川区立かがやき園（平成16年5月1日開設）は、共同生活援助、生活介護および就労継続支援B型、短期入所、施設入所支援等の各サービスを提供している。

開設時は管理委託の手法により運営を行っていたが、地方自治法の改正を受け平成18年4月1日以来指定管理者制度を導入し、期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して10年」を経過することから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

### 2. 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 名称

- ①品川区立北品川つばさの家
- ②品川区立西大井つばさの家および品川区立西大井福祉園
- ③品川区立かがやき園

#### (2) 所在地

- ①北品川三丁目7番21号
- ②西大井五丁目7番24号
- ③西大井六丁目2番14号

(3) 現指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(4) 新指定管理期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### 3. 指定管理者が行う業務

#### (1) 公の施設の事業の運営に関すること

- ①品川区立知的障害者グループホーム条例第3条に規定する共同生活援助
- ②品川区立知的障害者グループホーム条例第3条に規定する共同生活援助  
品川区立知的障害者福祉施設条例第3条に規定する生活介護および就労継続支援B型
- ③品川区立知的障害者福祉施設条例第3条に規定する生活介護および短期入所、施設入所支援

#### (2) 公の施設の維持および修繕に関すること

(3) その他、区長が特に必要があると認めた業務

## 4. 指定管理者候補者の選定

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により指定管理者を選定する。なお、品川区立西大井つばさの家および品川区立西大井福祉園は、一体的な運営を行うため、一つの案件として公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

### (2) 指定管理者候補者選定委員会等の設置

候補者の選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会等を設置する。

### (3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ・利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

## 5. 今後の予定

令和6年	7月	公募要項の公表 説明会の開催
	11月	指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会の開催、選定
令和7年	2月	指定管理者の指定議案の提出、議決
令和8年	3月	指定管理者との協定締結
	4月	指定管理者業務開始